

国民年金保険料免除制度

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33 4 1 0 5 八代年金事務所 ☎ 35 6 1 4 3

令和元年度の国民年金保険料

月額 1万6410円

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、所得に応じて保険料の全額もしくは一部が免除になる、保険料免除制度があります。

保険料免除や納付猶予、学生納付特例に該当すると、承認された期間（一部免除は残りの保険料を納付した期間）は、老後に受け取る老齢年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものと

して取り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられなくなることがあります。納付が困難だと思われる人は、国保ねんきん課年金係まで相談ください。

なお、免除された期間は、老齢年金の額を計算する際に、全額納めたときに比べて減額されますが、追納制度を利用すると、満額の年金額に近づけることができます。追納とは、免除を受けた期間の保険料を10年までさかのぼって納めることができる制度です。

(令和元年7月現在)

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額 注1)
全額免除	本人・配偶者 世帯主	0円
4分の3免除	本人・配偶者 世帯主	4,100円
半額免除	本人・配偶者 世帯主	8,210円
4分の1免除	本人・配偶者 世帯主	12,310円
納付猶予注2)	本人・配偶者	0円
学生納付特例	本人	0円

注1)：4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。

注2)：平成28年7月分から、対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

産前産後期間の国民年金保険料免除

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」）の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合
は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産で、死産、流産、早産を含みます。

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

届出期間

出産予定日の6カ月前から

添付書類

出産前：母子健康手帳など

出産後：原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生

証明書など出産日と親子関係が証明できる書類

届出先

国保ねんきん課または八代年金事務所



介護保険料のお知らせ

問合せ 長寿支援課 ☎ 32 1 1 7 5

■65歳以上の人の介護保険料決定通知書を送付します

介護保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の前年中の所得に対する市町村民税の課税状況により決定します。

保険料年額と徴収方法のお知らせは、特別徴収（年金天引き）の人と普通徴収（口座振替）の人には、はがきを送付します。普通徴収（納付書払い）の人には封書で納付書を、それぞれ7月中旬に送付します。

■65歳以上の人の保険料の納付方法

▼特別徴収（年金天引き）の人

現在受給している年金の年額が18万円以上の人は特別徴収となり、年金支給の際に保険料が差し引かれるので、手続きは必要ありません。

ただし、年金の年額が18万円以上でも普通徴収となる場合があります。詳しくは、決定通知書に同封のチラシで確認ください。

▼普通徴収の人

特別徴収の条件に当てはまらない人は普通徴収となり、市から送付する納付書で納期限までに納めてください。

※便利で安心な口座振替による納付もできます。